

# 船舶事故調査報告書

令和4年10月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年5月20日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県五島市久賀島西方沖 糸串鼻灯台から真方位057° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯32°48.4′ 東経128°49.6′）
事故の概要	漁船第十八みゆきは、一本釣り漁の操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和4年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八みゆき、4.8トン NS3-49887（漁船登録番号）、個人所有 11.81m（Lr）×2.71m×0.84m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和61年4月7日
乗組員等に関する情報	船長 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月12日 免許証交付日 令和2年10月5日 （令和7年10月16日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、令和4年5月20日06時00分ごろ五島市奥浦漁港を出港して久賀島西方沖の漁場で操業した。 本船は、一旦、奥浦漁港へ戻って漁獲物を揚げた後、07時過ぎに再度、久賀島西方沖の漁場へ向けて出港した。 船長は、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、約10ノットの対地速力で手動操舵により北進中、まぐろの存在を認めて主機を停止し、右舷船首部付近に移動して、右舷ブルワークのロッドホルダに刺した釣り竿を使用して操業を始めた。 船長は、07時30分ごろまぐろがかかり、釣り糸が繰り出された

ので、主機を始動して、まぐろを追い掛けながら釣り竿のリールで釣り糸の巻取りと繰出しを甲板員と交替しながら繰り返して、まぐろを海面付近まで引き寄せた。

船長は、10時55分ごろ本船の右舷側まで引き寄せたまぐろをやすで突き、まぐろの口から鰓にロープを通して結び、同ロープを操舵室前方に設置した滑車を介して右舷船首部に設置したローラ（以下「本件ローラ」という。）に3回巻き付けた後、本件ローラを起動した。（写真1、写真2参照）

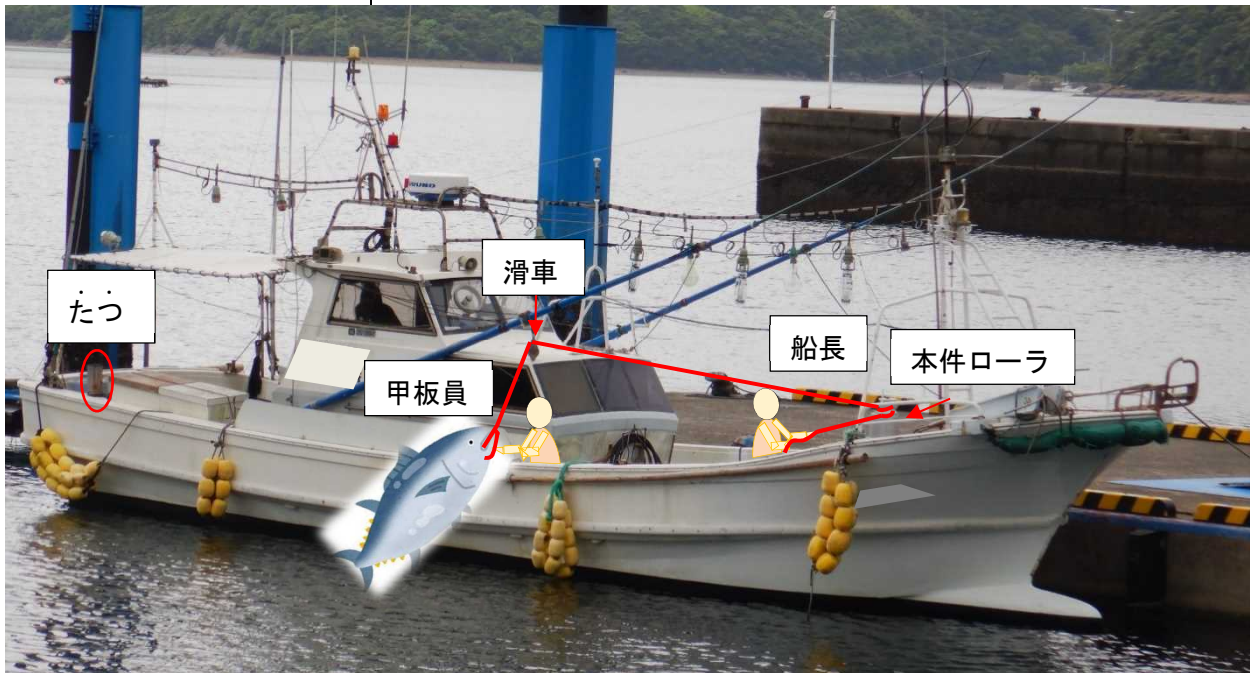


写真1 まぐろを本船上に引き揚げようとしていた状況（イメージ）

船長は、まぐろを本船上に引き揚げようと本件ローラでロープを巻き、また、甲板員は、まぐろが船体に当たって傷つかないようにまぐろを押さえていたところ、本件ローラのヒューズが切れて、本件ローラがまぐろの重量により逆回転し始めて間もなく、11時00分ごろロープを掴んでいた船長の左手が本件ローラとロープの間に挟まれた。（写真2参照）

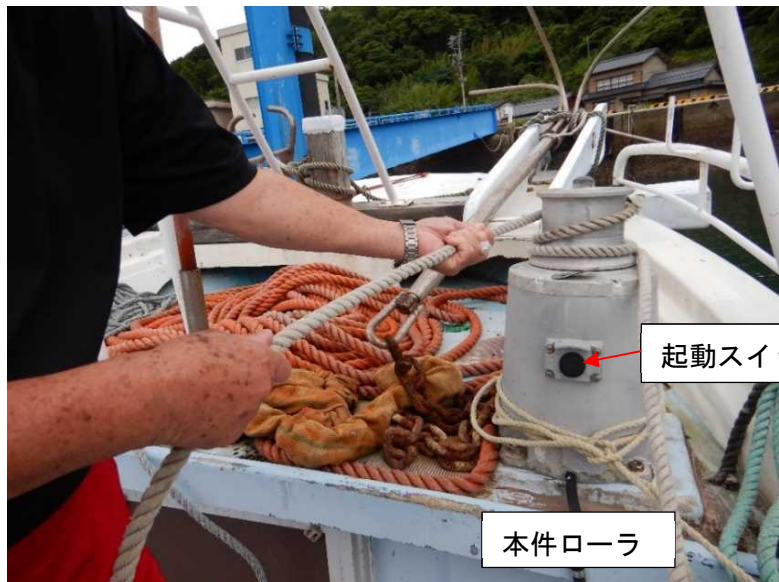


写真2 船長がロープを本件ローラで巻いている状況（再現）

船長は、まぐろを本船上に引き揚げることを断念し、本件ローラからロープを外して本船の右舷船尾部のたつに結び、まぐろをえい航して奥浦漁港に帰港した後、自ら119番通報して五島市内の病院に救急搬送され、左示指伸筋腱損傷及び左示指MP間接脱臼と診断されて15日間の入院加療を受けた後、通院加療を要した。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長は、本件ローラの定格負荷が100kgであることを知らなかった。

船長は、これまで、岩に根掛かりした錨を本件ローラで巻き上げようとした際、本件ローラのヒューズが切れたことはあったものの、まぐろを揚げようとしてヒューズが切れたことがなかった。

船長は、ふだん一本釣りで釣り上げるまぐろの1匹の重量が約40～50kgであり、本事故当時に引き揚げようとしていたまぐろが特に大きいことは認めていたが、本件ローラで巻いて本船上に引き揚げることができると思っていた。

本事故当時に引き揚げようとしていたまぐろは、重量が約200kgであった。

船長は、本事故当時、半袖のTシャツ、ズボンを着用して長靴を履き、ゴム手袋をして作業に当たっていた。

船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。

分析

乗組員等の関与  
船体・機関等の関与  
気象・海象等の関与  
判明した事項の解析

あり

あり

なし

本船は、久賀島西方沖において操業中、船長が、本件ローラを用い

	<p>て定格負荷約2倍の重量のまぐろを本船上に引き揚げようとしていたところ、本件ローラが過負荷状態となって、ヒューズが切れ、本件ローラが逆回転したことから、ロープを掴んでいた左手が本件ローラとロープの間に挟まり、負傷したものと推定される。</p> <p>船長は、本件ローラの定格負荷が100kgであることを知らずに、本件ローラを用いてまぐろを本船上に引き揚げようとしたものと推定される。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が久賀島西方沖において操業中、船長が、本件ローラの定格負荷を知らずに、本件ローラを用いて定格負荷約2倍の重量のまぐろを本船上に引き揚げようとしていたところ、本件ローラが過負荷状態となって、ヒューズが切れ、本件ローラが逆回転となったため、ロープを掴んでいた左手が本件ローラとロープの間に挟まれたことにより発生したものと推定される。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操業に使用するローラの定格負荷を把握しておき、操業中、同ローラで漁獲物を引き揚げる際の負荷が定格負荷を超える可能性がある場合は、同ローラを使用しないこと。</li> <li>・ 小型漁船の乗組員は、乗船中には救命胴衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

